

米子市長 伊木隆司 様

米子市議会議員 土光 均

## 意見書

11月6日の米子市議会全員協議会で示された米子市による「実施状況報告書(回答)(案)環政起第2532号」に関して、当日意見を述べましたが、追加事項を含め、改めて文書にて意見を申し述べます。

1.本文2行目から3行目の「説明会に関する事項について、相違ないことを確認しました」の部分を変換のように変更すべきと考えます。

「説明会に関する事項について、事実認識において、不明な点があるので、再度調査・確認が必要であると考えます。」

(理由) 少なくとも以下2点において、疑わしい事実または、事実と反する記述が記載されているからです。

- ① (別紙2)「説明会関係一覧表」の中の平成29年2月7日(火)の説明会の参加人数が2名と記載されていること
- ② (別紙3)「住民の理解に対する見解」の中の自治会Fに関しての「対象者の見解等」の文章の中の3行目から4行目にかけての「賛成の人もいるとの意見もあった」は、明らかに事実と反する記述です。

(これらに関しては、全協でのやりとりで明らかになっています)

2.本文5行目から6行目の「事業計画について一部の自治会の会員の中に理解を得られていない方がいる状況と考えております」の部分を変換のように変更すべきと考えます。「事業計画について関係自治会において自治会の会員の中に理解を得られていない状況があると考えております。また、農業者に関しては、『概ね理解が得られたと考える』との記載がありますが、対象者への周知・説明等が十分になされているとは言えず、理解が得られているかどうかの把握が不十分ではないかと考えております。」

(理由) 農業者への周知は、「新聞広告・ホームページ・広告書により周知」とありますが、説明会の参加者等の状況を見ると、これでは周知が不十分であったことは明らかです。

また、6日の全員協議会の席上で、環境管理事業センターの瀧山理事長が農業者への周知の方法として案内文の郵送が出来なかった理由として「対象者の住所が不明だった」と答弁しましたが、この理由は虚偽にあたるといっても過言ではありません。事業センターは、事業計画書及び実施状況報告書等で周辺区域内の地番、耕作者氏名（土地所有者）を記載しており、これらの情報は、登記簿から得たものと思われまます。とするならば登記簿（全部事項証明書）には、所有者の住所が記載されており、「住所が不明だった」ことはあり得ないからです。

### 3.最後から3行目からの文章の中の「地元関係者」は、「地元住民」とすべきと考えます。

（理由）「地元関係者」という用語はこれまで使われてきたことがなく、その定義もあいまいです。米子市がこれまで「地元住民の理解が大前提」と一貫したスタンスをとってきていますので、その用語を使うことが適切と考えます。

### 4.最終行「助言していただきますよう」は「指導していただきますよう」に変更すべきと考えます。

（理由）鳥取県は、産廃処分場計画に関しての許可権者であり、この計画の事業主体である鳥取県環境管理事業センターが進めようとする事業が適切かどうかを判断する立場です。

「助言」との表現は、県が事業センターに、この計画を進めるための「助けになる言葉を言ってやる」こととなり、県と事業センターがともにこの事業を進めるものであるという意味になり、適切ではありません。